

17 学校・書籍館の管理方にに関する訓令（明治三十年八月）

明治卅年九月三日

内務部第一課主任属姫内政固（印）

知事（久我印） 内務部長 第三課長代（高橋印）

諸学校通則第一条ニ関スル文部大臣訓令並ニ専門学務局長通牒

（闕外注記1）  
右別紙訓令並ニ通牒相成候ニ付閲覽ニ供シ候也

西專甲八一九号

東京府知事

明治十九年勅令第十六号諸学校通則第一条ニ依リ各種ノ学校又ハ書籍館ノ管理ヲ出願スルモノアルトキハ其学校又ハ書籍館ヲ維持スルニ充分ナル利子ヲ生スヘキ確実ナル基金ヲ寄附スルニアラサレハ今後許可セサル儀ト心得ヘシ

前項ニ依リ各種ノ学校又ハ書籍館ノ管理ヲ許可セントスルトキハ其財産ノ管理ニ関スル規則ハ地方長官ニ於テ之ヲ定メ本大臣ノ認可ヲ受クヘシ

右訓令ス

明治三十年八月三十日

文部大臣侯爵 蜂須賀茂韶

西專甲八一九号 三甲六八五号

明治三十年八月三十日酉專甲八一九号ヲ以テ諸学校通則第一条ニ依リ各種ノ学校書籍館ノ管理方ニ付訓令相成候処從前本条ニ依リ管理ヲ許可シタル学校等ハ当分旧ノ儘被据置差支無之候条依命此段及御通牒候也

明治三十年八月三十一日

文部省専門学務局長理学博士 菊池大麓

東京府知事侯爵 久我通久殿

(欄外注記1)

〔三十一年十月四日〕「完結」

〔明治三十年第一種第三課文書類別  
各種学校ニ閲スル書類  
622 D5 13 〕